

VII. 土木部

A. 道路都市局

a. 都市計画課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
今治新都市土地区画 整理事業費補助金	独立行政法人 都市再生機構	426,190,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

しまなみ海道の四国側玄関口となる今治地域に、広域交流・地域連携等の新たな拠点を造るため、旧地域振興整備公団(現独立行政法人都市再生機構(以下、旧、新ともに「機構」という)の施行する土地区画整理事業に対して補助を行うものである。

この事業はしまなみ海道の開設が予定されていた昭和 58～60 年度に実施された機構、今治市、愛媛県、の共同予備調査をはじめとして、機構及び今治市による各種の調査により事業化の検討がなされ、平成 11 年 3 月愛媛県と今治市の連名で機構に事業要請を行い、3 者(機構、県、市)の役割分担と協力により進められているものである。なお、県及び市は、議会の承認を得て、事業要請を行っている。

下記写真図は今治市の鳥瞰図であるが、機構は土地区画整理事業の施行者として、平成 14 年 10 月に第 2 地区、平成 15 年 4 月に第 1 地区の事業計画の認可を国土交通大臣より得ている。



なお、この土地区画整理事業により、施行地内の都市計画道路の整備も行われることから、土地区画整理事業費の収入の一部に、施行地区内の都市計画道路の整備相当額として用地

買収方式により整備することとして積算した額を限度額とした道路整備特別会計による国の補助が行われ県が継ぎ足し機構に交付している(整備相当額と国の補助との差額について県と市で1/2ずつ負担している)

(2)事業計画の内容

第1地区と第2地区は下記のような計画となっており同時、進行中である。(なお、計画は当初認可のときから変更となっており、下記は平成18年10月の第一回変更の認可を得たもの)

第1地区は、第1工区と第2工区に分かれ、施行期間は、第1工区は平成15年度～平成29年度、第2工区は平成18年度～平成30年度である。(なお、換地処分の時期は、第1工区は平成24年度、第2工区は平成25年度末を予定している。)なお、第2工区は、計画戸数約810戸の主として住宅系の土地利用計画であるが、住宅需要動向等を十分見極めた上で需要に応じた土地利用計画とするほか、今後の社会経済状況等に柔軟に対応した事業展開を図る、こととなっている。

又第2地区の施行期間は、平成14年度～平成28年度である。(換地処分の時期は、平成23年度末を予定している。)

現在の事業計画に基づく整備後の土地利用計画のイメージとして、第1地区は下記のような施設等を想定している。

クリエイティブヒルズ:繊維関連等の研究所、工業・流通施設、
活き活きの里:健康福祉センター等
賑わい広場:多目的スポーツセンター、ショッピングセンター、イベント広場等々
ふれあいの里:戸建住宅、集合住宅、公園等

現在の事業計画に基づく整備後の土地利用計画のイメージとして、第2地区は下記のような施設等を想定している。

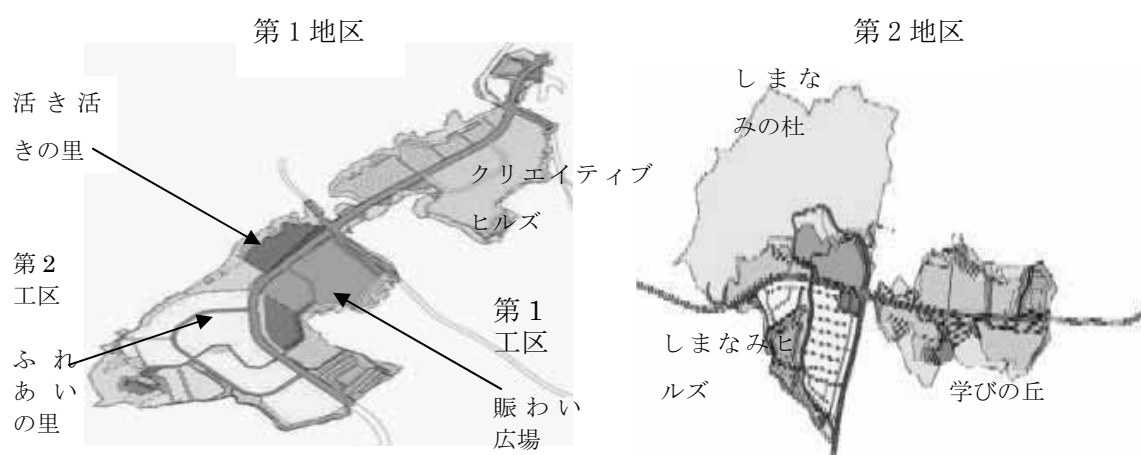
しまなみの杜:自然共生型交流体験学習センター、青少年野外交渉センター
学びの丘:高等教育機関等
しまなみヒルズ:戸建住宅、近隣商業施設等

県の説明によると、平成14年11月に起工式を行い、第1地区は平成14年から、第2地区は平成15年から本格的な工事に着手しているが、当初より、時代の変化に柔軟に対応するために、将来の需要に応じて、段階的な整備を行うこととしており、現在、第1地区第1工区及び第2地区の整備を進めてきている。

そして、事業の実施により整備が完了した都市計画道路は、順次、供用開始して利用され、又平成18年度より開始した保留地を含む宅地の分譲も順調に進んでおり、第1地区では、

新たに進出した企業の活動が、第2地区の住居地域では人々の生活が始まるなど、新都市が形成されつつある。

なお、県の土地区画整理事業の補助は、施行者である機構の計画的な事業執行のために、都市区画整理事業費の収入の一部である都市計画道路の整備相当額について、予算の範囲内で行うこととしている。



第1地区

事業としての収支計画

単位:千円

収入		収入割合	支出		
補助金	国	2,084,370	公共施設整備費	都市計画道路	3,059,000
	県	856,315		区画道路	29,000
	市	856,315		公園・緑地	138,000
	計	3,797,000		計	3,226,000
保留地処分金	第1工区	4,310,000	移転移設補償費		28,000
	第2工区	3,990,500		宅地整地費	4,612,000
	計	8,300,500		調査設計費用	2,353,000
公共施設管理者負担金	道路		土地区画整理法第2条2項にいう負担金(インフラ等の整備)	上水道	122,000
	公園	111,000		下水道	433,000
	調整池	1,180,500		電気	2,000
	計	1,291,500		計	557,000
		10%	その他		417,000
			借入金利息		808,000
			事務費		1,388,000
	13,389,000	100%			13,389,000

上は事業の資金計画より、読者にわかりやすくするため、筆者の判断で左と右を比較する形式にし収支として整理したもの

第2地区

事業としての収支計画

単位:千円

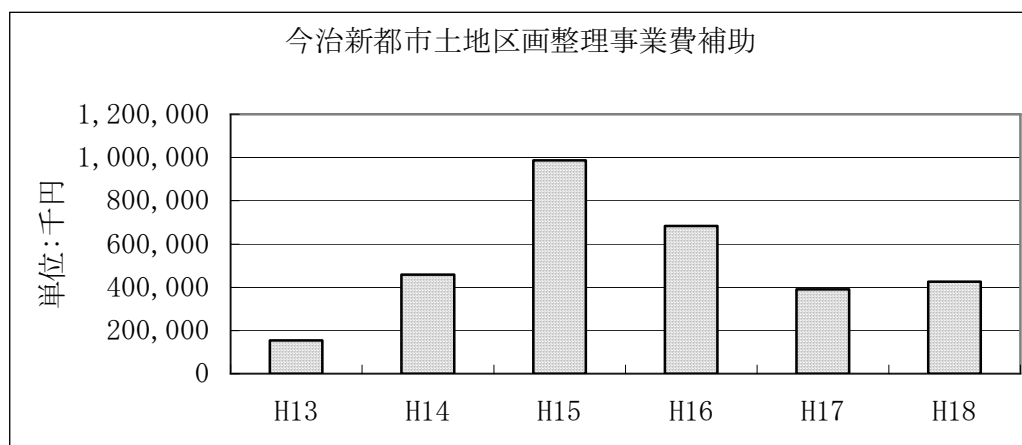
収入		収入割合	支出		
補助金	国	1,241,130	公共施設整備費	都市計画道路	2,022,000
	県	528,435		区画道路	315,000
	市	528,435		特殊道路	35,000
	計	2,298,000		公園・緑地	50,000
保留地処分金		5,200,100		計	2,422,000
公共施設管理	道路		移転移設補償費		9,000
者負担金	公園		宅地整地費		2,670,100
	調整池	838,900	調査設計費用		1,348,000
	計	838,900	10%	土地区画整理法第2条2項にいう負担金	130,900
				上水道	288,000
				下水道	288,000
				(インフラ等の整備) 電気	1,000
				計	419,900
				その他	274,000
				借入金利息	308,000
				事務費	886,000
		8,337,000	100%		8,337,000

上は事業の資金計画より、読者にわかりやすくするため、筆者の判断で左と右を比較する形式にし収支として整理したもの

(2)過去の支出状況

単位:千円

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
今治新都市土地区画整理事業費補助	153,963	458,118	986,775	683,750	391,000	426,190



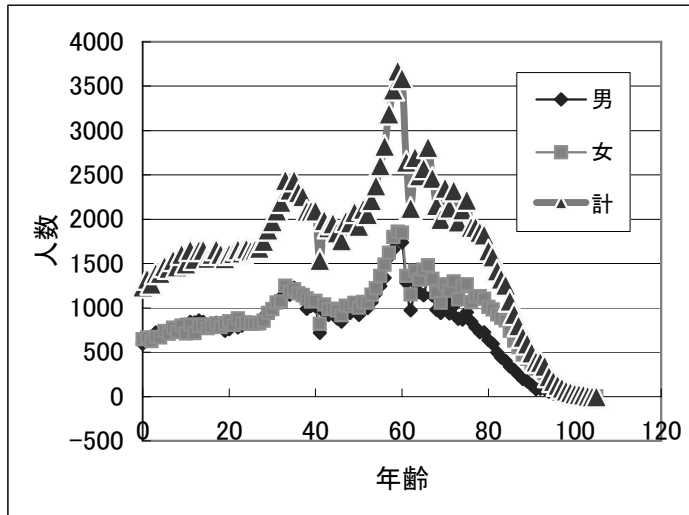
上記は国の負担分に県負担分を継ぎ足した合計の金額である。

2.監査結果

しまなみ海道が平成11年5月開通してまもなく9年になる。この今治新都市土地区画整理事業はこのしまなみ海道の開通後の今治市の発展を期待して策定された計画であり、当初の計画の一部変更はあっても、これを進めてきている。

もちろん、計画通りの需要があればいいのであるが、下記の今治市の人口の年齢グラフ、さらには人口の動向をみる限り監査人としては、不安になる。

今治市 年齢別男女別統計 平成20年 1月31日現在



今治市の最近の人口、世帯数

	2007年4月	2008年1月
世帯数	72,899	73,007
人口		
男性	82,118	81,874
女性	93,325	92,899
計	175,443	174,773

- ① 県費の支出は地区内の都市計画決定された道路が整備されることに対してのみ行われており、公共施設管理者負担金や保留地処分金に係る資金の拠出は行っていないこと、
 - ② この事業計画の認可権者は国(国土交通大臣)であり、県は施行者である機構を監督する立場にないこと、
 - ③ 保留地処分による収入が見込めない事業の初期段階においては、施行者の機構が金融機関から借入を行って資金を調達し、造成後に保留地を売却して返済する計画であること、
 - ④ 本事業の都市計画道路とは都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて決定された道路であり、つくった道路施設が使われない事態ということはありません、
- であることを説明された。

確かに県と今治市がしまなみ海道開通に合わせて企画した新都市計画であるし、成功させたいのは当然である。そして、つくった道路は道路である限りにおいて使われることに変わりはないし、機構が施行者ではありその計画遂行責任を負っていることもわかるが、つくられた道路を余り車が行き来しないというようなことになってはいけないう、そのようなことにならない程度の規模になるよう大幅な見直しも含めて、この計画の進行を見ていかねばならないと思う。

県の負担部分は約 1/4 以下といえども、金額は総計 14 億円弱になるし、全体で 60 億円の補助になるからである。(意見)

b. 建築住宅課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
地域材利用木造住宅利 子補給金	(株)伊予銀行	17,429,200
	(株)愛媛銀行	4,962,482
	愛媛県信用農業協同組合連合会	5,597,561
	愛媛信用金庫	2,058,433
	四国労働金庫	1,732,747

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

木造住宅の建設促進及び地域材の利用拡大を図るため、木造住宅建設資金の借入者に対して、利子補給を行うものである。

一戸建ての対象住宅を県内で新築・購入する人が、住宅の主要部材に 50%以上の地域材(県産材)を利用し、指定金融機関融資を受ける場合に 5 年間の利子補給が受けられる制度である。(但し申込限度 250 戸/年まで)

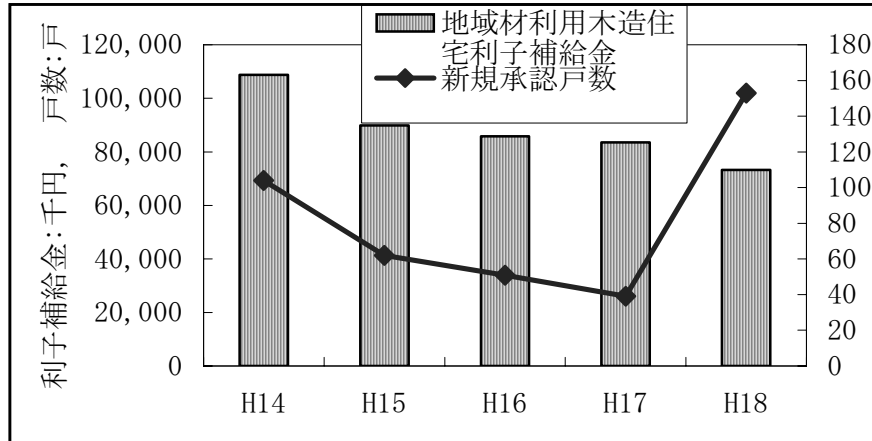
対象住宅は、平成 19 年度の場合、①在来工法又は枠壁工法により、建設される木造住宅、②県内にある事務所のある施工業者により建設される住宅、③住宅部分の床面積が 70 m²以上 280 m²以下の住宅、④地域材を住宅の主要部材に 50%以上利用する住宅となっており、借入は県内の指定金融機関を利用することが条件である。

又利子補給額は、基本融資額部分の残元金に年 1%を乗じた額(住宅融資相当額であるが、地域材利用率 70%未満の場合は上限 800 万円)とえひめ地域木造住宅加算額分(あらかじめ地方局・土木事務所において設計審査を受け、主要な柱及び土台の断面寸法 120mm×120mm 以上等に適合する場合の加算、上限 500 万円)の残元金に 2%を乗じた額の合計である。

(2) 過去の支出状況

単位:千円

	H14	H15	H16	H17	H18
地域材利用木造住宅利子補給金	108,778	89,858	85,762	83,544	73,230
新規承認戸数	104	62	51	39	153



平成 18 年 1 月において、融資における交付対象用件を見直したことにより(経費のかかる「住宅性能評価」要件の削除)、近年申込者が激減していたが、平成 18 年度は限度枠 250 戸に対して 246 戸であった。(手続きが完了した承認戸数は 153 戸)

2. 監査結果

このような利子補給制度があるにもかかわらず、近年における新規承認戸数が上述のような推移で余り効果が上がっていなかったが、平成 18 年の条件見直しにより効果を期待できる見通しとなり、今後は利子補給額が大きく増えることが予想される。

しかしながら、それでもこの制度の利用は年間 250 戸までであり限られている。これは、この制度を誘導策として位置づけ、その波及効果に期待しているためである。本制度による地域材の利用拡大に係わる効果については、既存統計等の活用のみでなく、例えば県内の住宅建設業者に県産材使用のモニタリング等を定期的に行うといった波及効果を測る目安を持つべきではないか?(意見)

Ⅷ.愛媛県公営企業管理局

a. 総務課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
愛媛県電気事業会計地域還元事業助成金	財団法人愛媛の森林基金	13,717,629

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

① 補助金等の目的、趣旨

補助金の多くはその名称から補助対象や補助目的がおおよそ推察できるのであるが、本件「愛媛県電気事業会計地域還元事業助成金」（以下「補助金」という。）は、その例に反して、名称から補助対象や目的、あるいは内容等を推察することは困難であろう。そこで以下、愛媛県電気事業会計地域還元事業助成金交付要綱を手がかりに、補助金支出の目的や対象事業を整理していきたい。あわせて、支出先である財団法人愛媛の森林基金についても、その概要を紹介したい。そうでなければ、本件助成金の必要性、緊急性、相当性の判断ができないからである。

まず、本件補助金の助成（支出）目的である。要綱第1条にはつぎのように記されている。「県公営企業管理局は、森林の水源涵養⁴⁷機能の回復を図るため、（財）愛媛の森林基金(以下「森林基金」という。)が実施する「高齢級森林受託整備事業」及び「郷土の森林づくり促進事業」に要する費用に対し、愛媛県公営企業補助金等交付規程(平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で愛媛県電気事業会計地域還元事業助成金(以下「助成金」という。)を交付する。」

要するに、水源涵養機能の回復を図るため、森林基金が実施する「高齢級森林受託整備事業」及び「郷土の森林づくり促進事業」に要する費用を助成する、というものであり、県によると「昨今の森林を取り巻く環境や渇水状況等を勘案すると、県内の森林の水源涵養機能の回復等に貢献することは、水力発電事業にとっても役立つものである」、のだそうである。

愛媛県森林整備課発行の「21世紀”えひめの森づくり”への挑戦(平成14年3月発行)」によると、愛媛県の森林が持つ公益的機能は、年間1兆1,267億円に達するようである。内訳はつぎの表のとおり記されている。なお、愛媛県の平成17年現在の森林面積は400,895ヘク

⁴⁷ 涵養:かんよう、と読む。広辞林では涵は”ひたす”の意味があり、水が自然にしみこむように少しずつ養い育てることとある。

タール (ha) である。

機能の種類と公益的機能 (重視する点) と評価額	1 haあたり機能 評価額(円)	機能の内容	機能を高度に発揮する 上で望ましい森
水源涵養機能 (水土保全) 4, 101億円	1, 022, 961	森林の土壌が雨水や雪 解け水を吸収し、一時 的に貯え、河川へ一定 量ずつ流すことにより 洪水や渇水を防ぎ、更 にその過程で水質も浄 化する機能。いわゆる 「緑のダム」。	・落葉落枝が多く土壌 がスポンジのようにな り、根が発達した森林。 ・枝葉が幾層にもなっ て適度に茂り、降雨か ら地表を保護し、好天 時には過度な乾燥を防 ぐ森林
山地災害防止機能 (水土保全) 5, 267億円 (内訳) 土砂流出防止機能 3, 919億円 土砂崩壊防止機能 1, 348億円	977, 563 336, 248	森林の下草や落葉落枝 が表土の浸食を防ぐと ともに、樹木が根を張 り巡らせることによっ て土砂の崩壊や流出を 防ぐ機能。	・根が深くかつ広く発 達した森林 ・常に落葉落枝が有り、 陽光が適度に入ること によって下層に植生が 茂った森林
生活環境保全——酸素供 給・大気浄化——機能 (森林と人との共生) 1, 043億円	260, 168	強風や飛砂などを防 ぎ、樹木の生物として の活動を通じて二酸化 炭素を吸収して酸素を 供給し、湿度を維持す るなどにより、快適な 生活環境を保全、形成 する機能。	・樹高が高く下枝が密 に着生するなど遮蔽能 力が高く諸被害に強い 森林 ・汚染物資の吸着能力 が高く、抵抗性があり、 葉の多い樹種で構成さ れた森林
保健文化機能 (森林と人との共生) (内訳) 野生鳥獣保護機能 587億円 保健休養機能 269億円	146, 422 67, 100	森林が、私たちにリフ レッシュの場や野外教 育・環境教育の場を提 供し、野生鳥獣や植物 に生息の場を提供する 機能。	・湖沼、溪谷などと一 体となって優れた自然 美を構成する森林 ・原生的な自然環境を 保ち、学術的に貴重な 動植物の生息している 森林
合計 11, 267億円	2, 810, 462		

愛媛県には上記のような、「豊かな」森林が存在している。この森林を活かすための各種取り組みうち、本件補助金はつぎの事業を対象とするものである。

1 対象事業	2 助成対象とする条件	3 基準額
ア 高齢級森林受託整備事業	<p>次のすべての条件を満たす森林を対象に、森林基金が森林所有者から管理委託を受けて実施する間伐事業</p> <p>① 民有林(県有林、市町有林を除く。)で、林齢が36～45年生のスギ・ヒノキ人工林であること。</p> <p>② 概ね過去10年間に施業が全く行われていないために立木が密集し、表土の流亡等荒廃の兆しや病虫害及び気象災害のおそれのある森林であること。</p> <p>③ 森林所有者自らによる管理が困難な状況にあるために、森林基金に10年間の管理委託がなされた森林であること。</p>	<p>1ha当たり</p> <p>145,600円</p>
イ 郷土の森づくり促進事業	<p>次のすべての条件を満たす事業で、市町、森林組合、第三セクター等が森林所有者の同意を得て行う広葉樹の植栽及び植栽後の下刈事業に対し、森林基金が補助する事業</p> <p>① 前生樹の皆伐後植栽が行われずに裸地状態にある林地等における植栽であること。</p> <p>② 植栽と植栽後の森林を将来的に森林ボランティア活動フィールドとして利用することについて、森林所有者から同意を得ていること。</p> <p>③ 造林補助事業及び治山事業など、他の国庫補助を受けない事業であること。</p>	<p>1ha当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽 1,000,000円 ・下刈 200,000円

愛媛県の森林面積400,895ヘクタール(ha)のうち、森林基金の事業対象となる放置森林は、15%に相当する63,000ヘクタール(ha)である。本来であればすべての森林を対象として実施する必要があるが、事業費予算の都合上、可能な範囲からの実施となっている。

当該事業および補助に対する費用対効果については、つぎのように説明される。すなわち、高齢級森林受託整備事業は、放置されているため表土の流亡等荒廃の兆しや、病虫害及び気象災害のおそれのある森林を対象に間伐を行うことで、森林を適正に管理し、災害

を未然に防いでいる。また、郷土の森づくり促進事業助成では裸地状態にある林地等に植栽を行い、保全を図るとともに、森林ボランティア活動フィールドとして利用することで森林に親しむ人を増やしていく等啓発活動の場としても活用していくが、費用対効果は長期スパンで見ると必要がある、とのことである。

そこで平成17年度を例にとり、実際に整備事業の行われた概要をみればつぎのとおりである。

(単位：千円)

区分	対象面積	総事業費	寄付金収入	補助金 (助成金)
ア 高齢級森林受託整備事業	80.0ha	17,852	6,204	11,648
イ 郷土の森づくり促進事業	植栽0.6ha 下刈7.5ha	1,920	0	1,920
合計		19,772	6,204	13,568

とくに対象面積に注目して欲しい。事業の対象となる森林面積は63,000ヘクタールであるが、森林基金は平成14年～23年の10年間で4,800ヘクタールの間伐を実施する計画である。本件事業はそのうち林齢36年以上の930ヘクタールを対象としているが、対象面積全体に対して年間対応できる面積はその約0.1%に過ぎないのである。このような状況では、10年の歳月を重ねたとしても必要面積の1%に達するに過ぎない。また年を経るごとに対象面積は広がるであろうから、相対的に事業達成率はさらに悪化することになり、10年の歳月を重ねたとしても1%の事業を達成することも困難という事態が惹起されることも十分に予想される。

② 電気事業の損益状況について

本件補助金は、愛媛県電気事業会計から支出されている。そこで本件補助金が当該電気事業会計に対してどの程度の負担を強いるものであるのか、確認しておきたい。負担を強度に強いる状況であれば、補助金支出の抑制が必要になるであろうし、他方、そうでないのであれば、むしろ愛媛県の森林という貴重な財産を保全するために、補助のあり方を見直し増額することも可能だからである。

平成17年度の愛媛県電気事業会計損益計算書によると、23.3億円の営業収益に対して、営業費用は20.0億円、さらに2億円の支払利息という営業外費用負担がかさむため、結果的には1.2億円の単年度経常利益を生み出す状況になっている。本件補助金(13,568千円)は、営業経費を構成する一般管理費(3.7億円)の中に取り込まれており、その構成比率は対一般管理費で3.7%、対営業費用で0.7%に過ぎないものである。また、単年度1.2億円の利益を生み出す事業であるから、本件補助金の支出は電気事業に無理な圧迫を強いるものでもない。否むしろ、森林の重要性に鑑みると、補助額の増額に伴う森林保全の推進は一考さ

れるべき課題であると思慮するのである。

この点、公営企業管理局としては、森林保全の推進については担当部局により議論されているところであり、当該補助金は全体計画の中でも対象を特定した一部分にすぎない。また、現状でも電気事業の経常利益の10%を超える金額を助成しており、決して少ない比率だとは思えない。公営企業管理局全体で赤字経営の中、直接の収益に結びつきにくい当該補助金の額を増額する議論は困難である、との見解を有している。確かに形式上公営企業管理局の財政状態を概観すれば、その見解は正当なものともみることできる。

だがしかし、森林の水源涵養機能は社会的に重要なものであるし、森林は様々な自然環境・自然災害を防止する機能を通じて、愛媛県民の生命、身体、財産等を強力に保護する機能を有しているものである。そうであるとすれば、愛媛県民にとって森林の保護・育成は社会的公益性のある緊急の課題といえる。しかも、愛媛県に財政的余力がまったくないという事情があるのであれば格別、本報告書の他の補助金についてみると、不要不急の多額の補助金支出がなされている実情に鑑みれば、県民の生命、身体、財産の保護に直結する施策の領域においては、必要額以上の支出は許されないとしても、森林保護に対する最低限のサポートが常になされるべきものと解すべきである。

③ (財)愛媛の森林基金について

森林基金の事業報告書(「平成17年度 事業報告及び収支決算について」)をみると、財団法人の事業活動やその規模をつぶさに把握することができる。ここでそのすべてを紹介することはできないが、全体的な概要を示しておきたい。

事業報告書によると、森林基金は、森林及び緑化に関する普及啓発や造成整備、森林の利用・活用、ボランティア活動による森林づくり等を促進するため、基本財産の運用収入等による一般会計事業、図書の販売を行う収益事業、「緑の募金」を活用した緑の募金事業、県内に増加している放置森林の整備を行う森林適正管理事業を効果的に組み合わせながら事業を実施した、とのことである。

たとえば、森林の造成整備の推進に関しては郷土の森林づくり促進事業を、緑化推進事業に関しては植樹祭開催事業、コンクール表彰事業、地球温暖化防止等啓蒙事業、緑の少年団等育成事業、巨樹名木保全事業、公共施設等緑化事業、地域緑化推進事業、緑化推進啓発事業、森林適正管理事業特別会計に係る事業に関しては森林受託事業を、というように種々の事業を展開している。

本件補助金が主に関係するのは、「森林適正管理事業特別会計」であるが、平成17年度の決算状況はつぎのとおりである。

項目	金額 (千円)
収入の部	
会費収入	5,925
補助金収入	65,879
負担金収入	29,080
雑収入	1
当期収入合計	100,885
支出の部	
事業費	94,270
当期支出合計	94,270
当期収支差額	6,615

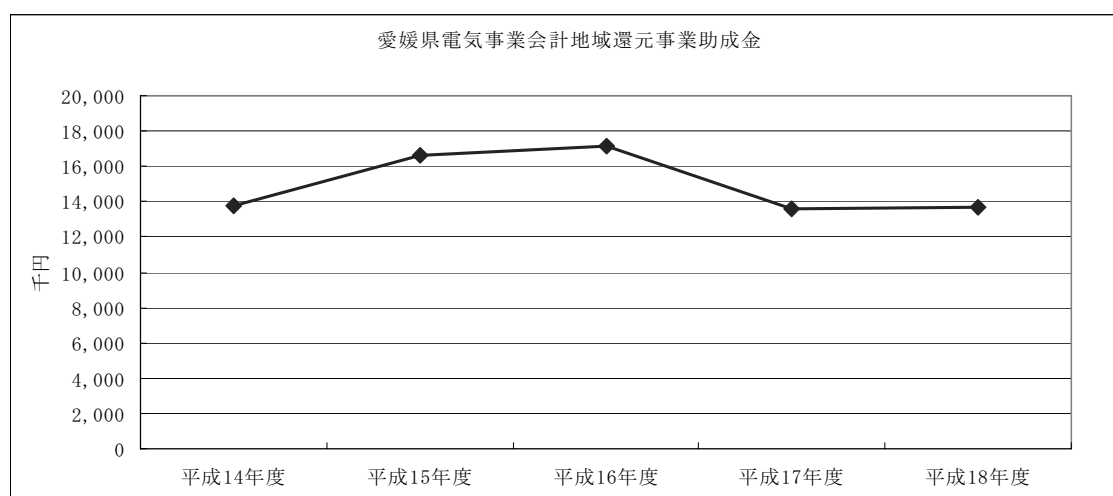
この特別会計では、約1億円規模の事業を展開しているのであるが、当期収支差損は生じておらず、事務費は一般会計で賄っているため、不要な事務費の支出も見受けられない。

(2) 過去の支出状況

以上、補助事業や補助対象先について検討してきたが、ここでは過去5年間の支出状況を表とグラフにまとめておきたい。平成16年度にかけて増額傾向にあったが、平成17年度以降は13百万円レベルで固定されていることがわかる。

(単位：千円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
愛媛県電気事業会計地域還元事業助成金	13,736	16,648	17,146	13,568	13,717



2. 監査結果

本件補助金支出は、愛媛県の重要な「森林」という財産を護るために、必要不可欠なものとして認められることができる。だが、その効果を貨幣価値で把握することは誠に困難でもある。困難ではあるが不可能ということではない。森林保護を通じての社会的な効用や環境負荷削減的効果は相当に高いものとみることができる。

なお、愛媛県の森林の保護促進については次のとおりと考える。

自然破壊や地球温暖化問題は他県や他国の遠い世界の問題ではなく、愛媛県民一人一人が直接具体的に対応すべきことが求められている課題の一つである。森林崩壊や地球温暖化による悪影響は渇水・洪水・山崩れ等々の自然災害を引き起こし、県民の生命、身体、財産等の基本的人権に対し重大な侵害を与える結果となる。また森林の崩壊は、「山」に関係する県民のみならず、愛媛県の目前に広がる海洋汚染を通じて、「海」に関係する県民への悪影響を惹起することも十分想定しうるところである。その程度は重大な害悪を伴うものであって、容易に回復することが不可能なものである。だから愛媛県民にとって森林の保護・育成は社会的公益性のある緊急の課題なのである。愛媛県民は、いままさに森林崩壊を食い止め、保護育成を図らなければならないのである。

しかも、愛媛県に財政的余力がまったくないという事情があるのであれば格別、本報告書の他の補助金について指摘したように、不要不急の多額の補助金支出がなされている実情に鑑みれば、県民の基本的人権の保障に直結するような施策の領域においては、必要額以上の支出は許されないとしても、最低限のサポート（補助）は必要である。

したがって、森林の保護育成のために、現在の補助水準が必要十分なものであるのか否か分析・検討の上、不十分であるのであれば補助の額を増額することによって、愛媛県の未来と県民の基本的人権の保護のために、より一層、森林の保護促進を図ることを検討すべきと思慮するのである。（意見）

b. 県立病院課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
平成 18 年度愛媛県鬼北町病院事業基金設置事業費補助金	鬼北町	442, 000, 000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

県立病院である北宇和病院の廃止に伴い、地域住民に対する医療サービスを維持するため、鬼北町が当該病院を町立病院として維持存続させることになった。当該補助金は、こ

の北宇和病院の譲渡に際して必要になる資金を補助するものである。

支援理由について、県の説明はつぎの4点である。

- ① 県立病院の廃止を打ち出したことにより、従来は80%を超えていた病床利用率が、現在は40%台後半～50%台前半まで落ち込んでいる。これを回復させ、経営を安定させるためには数年間要すると考えており、病院を移譲するものの責務として、町立病院が安定的な運営を図れるよう支援する必要があること。
- ② また、病院を移譲することにより、一時的に数億円の負担をしても、今後10年間に約28億円の収支改善効果があり、県立病院の財政健全化にもつながるものであること。
- ③ 鬼北町の財政状況からみて、病院開設当初において、県からの補助がなければ、経営が困難であること。
- ④ 国も国立病院等の移譲先に対し、同様の支援を行っていること。

補助金交付申請額の積算根拠と額はつぎのとおりである。

区分	対象経費	割合	対象期間	金額(千円)
(a) 運営費	町の病院事業会計の赤字額	1 / 2	5カ年分	193,000
(b) 設備整備費	県から譲渡を受けた医療機器の更新に要する経費	1 / 2	3カ年分	150,000
(c) 施設整備費	患者の療養環境を確保し、町立病院の経営安定を図るために必要な施設整備に要する経費	10 / 10	18年度分	99,000
合 計				442,000

上記のうち、(a)運営費の積算根拠の概要はつぎのとおりである。

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	合計
入院患者数（一般病棟）	14,610	11,895	12,775	13,688	14,600	
前年比		81.4%	107.4%	107.1%	106.7%	
入院患者数（療養病棟）	7,300	15,330	16,060	16,790	17,520	
前年比		210.0%	104.8%	104.5%	104.3%	
外来患者数	46,100	46,060	52,680	52,850	52,997	
前年比		99.9%	114.4%	100.3%	100.3%	
総収益（単位：千円）	779,797	801,569	845,090	882,023	918,817	
		102.8%	105.4%	104.4%	104.2%	
総経費（単位：千円）	877,469	937,733	937,272	946,755	959,055	
		106.9%	100.0%	101.0%	101.3%	
収支差額（単位：千円）	△ 97,672	△ 136,164	△ 92,182	△ 64,732	△ 40,238	
補助金額（単位：千円）	48,836	68,082	46,091	32,366	20,119	215,494
諸調整（単位：千円）						△ 22,494
交付決定額（単位：千円）						193,000

平成20年から22年にかけての収益予想に着目してほしい。毎年4～5%の増加が予定されている。他方、経費は1%の増加に留まっている。収支差額はマイナスとはいえ、毎年大幅に改善されていくのだから、上記計画は理想的な収益予想であるといえよう。だが果たして、現実的な計画であって実現可能なものなのか疑問が残る。また、県立病院廃止計画により病床利用率が従前の半分程度に落ち込んだとのことであるが、早急な回復が見込めるのかどうかについても不確定要素が高いところである。いずれにせよ、予定収支差額の約1/2を補助するというのであるから、県としてはできる限り理想的な予想であればあるほどに、当該補助金支出は削減しうることになる。他方、それに見合って鬼北町の負担が増大するとともに、慎重かつ確実な病院経営の舵取りが要請されることになる。

県は当該補助金交付要綱で、「補助金を交付することにより、鬼北町立北宇和病院の安定的な運営を図る」ことを目的としていることを明示しているのであるから（第1条）、鬼北町が当該病院を安定的に運営できるよう最大限の努力をする責務がある。そうでなければ、県民の一人である当該地域住民から医療サービスを受ける機会を剥奪することになるからである。

ちなみに、平成18年度の「鬼北町病院事業損益計算書」によると、医業収益6.9億円に対し、医業費用8.7億円を要し、医業損失は1.8億円に達している。上記表では1億円未満の収支差額（赤字）を予定しているが、現実にはその2倍程度の損失が発生していることがわかる。したがって、この状況は上記計画が相当に甘かったことの証左といえなくはないが、移譲初年度という事情があるので一概に計画の不適當性を指摘することはできず、今後の

鬼北町による舵取りを見守るしかないであろう。

他方、平成18年度の患者数でみると、入院延患者数は20,818人（一般病床15,229人、療養病床5,589人）、外来患者45,705人とのことである。この数値は、上記計画数値と概ね近似しているか、あるいはそれ以上である。この点は評価できよう。

(b)設備整備費についてみると、18年度に120百万円、19年度に77百万円、20年度に106百万円、3カ年合計で約3億円の設備更新が必要になるということで、その1/2に相当する1.5億円を補助するというものである。

(c)施設整備費については、譲渡にあたり必要になる建築工事73百万円、電気工事6百万円、設備工事費14百万円、監理費5百万円の合計99百万円を補助するというものである。この施設整備の費用は、直接的には鬼北町とその利用者である患者の利益に資するものであるから、鬼北町が負担すべきとの見解もあろう。この点について県はつぎのように思考して、補助することを決定している。

「今回の施設整備については、移譲に当たって、将来的に患者の療養環境を確保し、新病院の経営安定を図るためには必要な基盤整備であること、また、設備整備についても、現在、北宇和病院にある医療機器は、そのほとんどが9年度以前に整備したものであり、更新時期を迎えており、病院開設当初に集中して更新する必要があることから、病院を移譲するものの責務として、県が補助することとしたものである。」、と（文書「北宇和病院移譲の概要」より抜粋）。

既述のように、地域住民が適切な医療サービスを受けることができるよう用意することは、愛媛県が担うべき社会保障施策の一環として正当化されるものである。

ただし、愛媛県は鬼北町に対して、上記4.4億円の補助金とは別に、土地建物、医療機器等、帳簿価格2.2億円の財産を無償で譲渡している事実には留意が必要である。詳細はつぎのとおりである。土地については取得価格であり、時価は相当な額になると見込まれるが、詳細は算出されていない。

区分	内容	金額（千円）
土地	病院敷地 19,060.52平方メートル ※右記金額は、時価ではなく取得価額である。時価は算出されていない。	657
建物・構築物	病院建物 6,926.30平方メートル	2,113,014
医療機器等	新病院に必要な機器のみ譲渡	86,123
合計		2,199,794

無償譲渡の理由について、県の説明はつぎのとおりである。

- ① 公営企業にあつては、17年度末の北宇和病院の廃止により一時的に多額の欠損金を生じるが、18年度以降、毎年約4億円の負担軽減が図られることから、たとえ無償であつても、町へ病院を譲渡した方が、県及び企業会計全体の収支が改善されること。
- ② 病院運営をしようとする地元町への譲渡であること。
- ③ 有償譲渡とした場合、財政力の弱い町財政の負担になるとともに、町立病院の安定的な運営にも影響を及ぼすことになることから、町への移譲自体が困難となる可能性もあること。
- ④ 国も国立病院等を地方公共団体へ無償譲渡していること。

北宇和病院はつぎのような施設である。<http://www.town.kihoku.ehime.jp/>より外観を示しておく。



(2) 過去の支出状況

当該補助金は、北宇和病院の鬼北町への譲渡に際して、町が行う基金設置事業に要する経費に対し支出する単年度の補助金である。

2. 監査結果

愛媛県は上述のような経緯で鬼北町に譲渡した県立北宇和病院(現町立北宇和病院)に対して、今までに病院移譲にあたり、その業務を統括、引き継ぎするために鬼北町役場に平成17年度、18年度と1名派遣するとともに(その給与は県の負担)、病院経営の人的支援として平成18年度の場合、医師6名、看護師2名、検査技師2名、放射線技師1名、理学療法士2名、事務1名の計14名を派遣している。(平成19年度は10名)

町立北宇和病院の経営は指定管理者制度に基づき、社会福祉法人旭川荘が運営しているが、県は今後もその本来的義務である政策医療の一環として、鬼北町が当該病院を安定的に運営できるよう、患者数や経営状況等の各種情報の提供を求め、県の他の病院等と比較検証しながら、適切な情報提供、助言等をするとともに、医師の確保等も含めて可能な範囲で協力する必要がある。(意見)